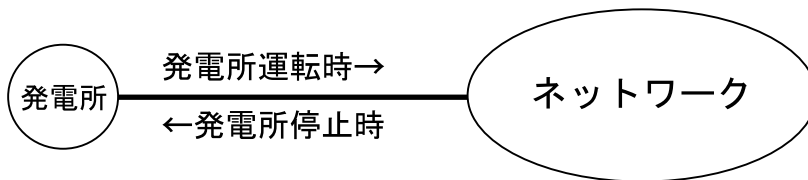


工事費負担金（電源側）について

当社の小売り託送を利用される場合で、発電所を当社のネットワーク設備に接続するために受電側接続設備（電源線）を新たに施設するときには、工事費負担金を申し受けます。

○受電側接続設備とは

- ・受電側接続設備とは、発電所から当社が受電することを主たる目的とする供給設備をいいます。
- ・発電所の停止時等にネットワーク側から供給を受ける契約がある場合には、当社が受電する最大電力とネットワーク側から供給する最大電力とを比較して、受電する最大電力の方が大きい場合は受電側接続設備となります。



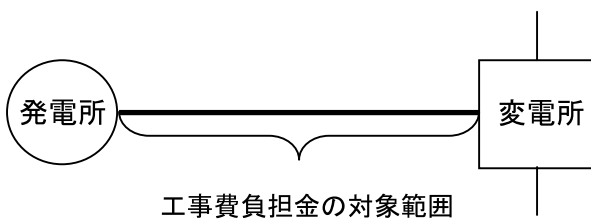
当社が受電する最大電力 > ネットワーク側から供給を受ける最大電力 → 受電側接続設備（電源線）

当社が受電する最大電力 < ネットワーク側から供給を受ける最大電力 → 供給側接続設備（負荷線）

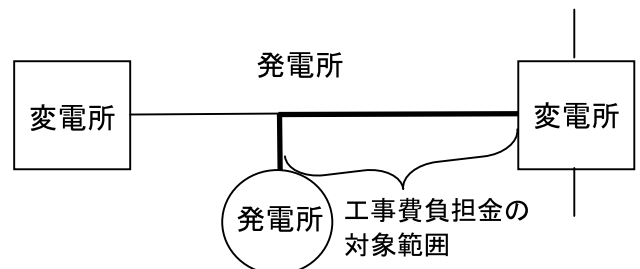
○工事費負担金の対象となる設備

- ・発電所から最初の当社変電所または開閉所までの間の当社供給設備で、発電所の接続にともなって工事が必要となる部分が工事費負担金の対象となります。

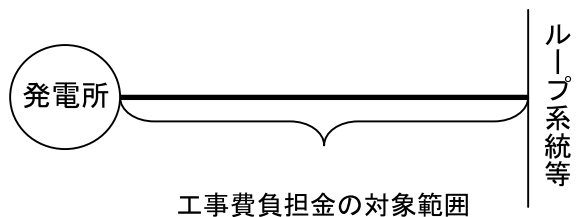
<変電所に接続する場合>



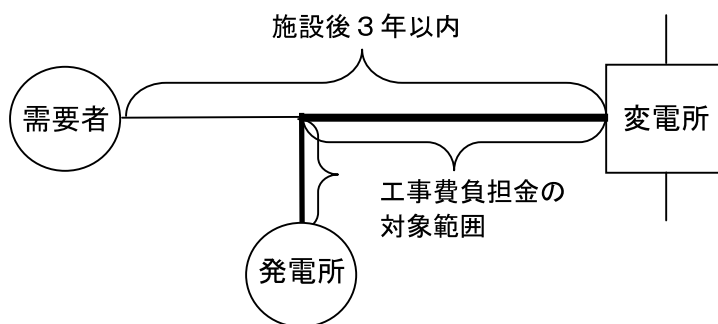
<送電線路から分岐する場合>



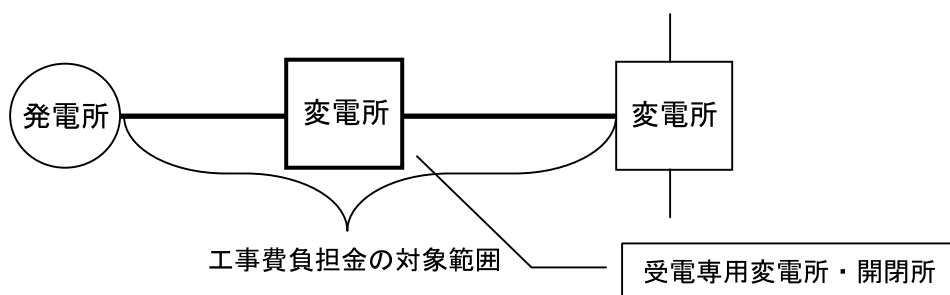
- ・ 基幹送電設備（ループ状に施設された基幹的な送電設備その他の特定の電源に係る送電を目的としない特別高圧の送電設備）から分岐する場合は、分岐点までが工事費負担金の対象となります。



- ・ なお、施設後3年以内の既設の供給設備を利用する場合は、新たに施設する供給設備とみなし、工事費負担金の対象といたします。

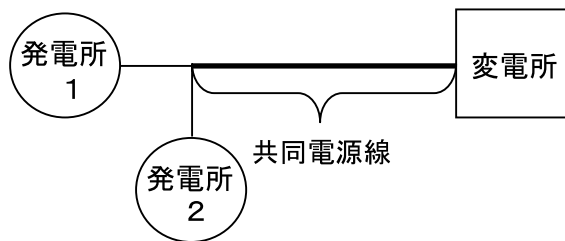


- ・ また、発電所への事故波及の防止のために専用の変電所・開閉所を施設する場合には、専用ではない変電所・開閉所までの供給設備が対象となります。



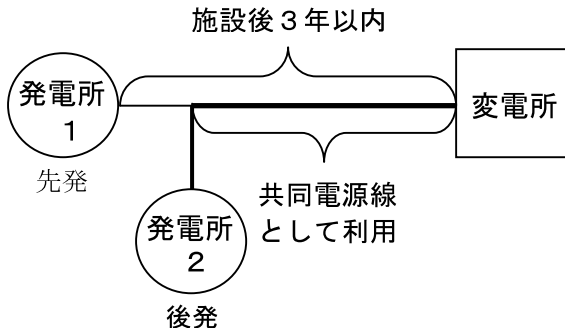
○共同電源線の扱いについて

- ・複数の契約者から同時に申込みがあり、複数の契約者が一部または全部を共用する電源線（共同電源線）を1件の工事として新たに施設する場合は、共用する部分の工事費負担金は、原則として契約受電電力の比で按分したものといたします。
- ・なお、複数の契約者が共同して申し込まれた場合等には、1申込みとして工事費負担金を算定いたします。



例えば、発電所 1 = 8 万 kW、発電所 2 = 2 万 kW の場合、共同電源線部分の工事費を 8 : 2 の比率で按分し、それぞれの工事費負担金に参入します。

- ・施設後 3 年以内の電源線を共同電源線として利用する場合は、施設時点にさかのぼって工事費を算定し直し、精算を行います。



発電所 1 の接続後 3 年以内に発電所 2 が接続する場合、施設時点において共同電源線として施設したものとみなして工事費を再算定し、差額を精算します。